

オーストリア法における一人会社

泉 田 栄 一

I はじめに

本稿は所謂一人会社がオーストリア会社法においてどのように取り扱われているか検討することを目的とする。結論から先に述べればオーストリア会社法は純粋なドイツ法系に分類することが可能であり、一人会社の議論も国有化に

(1) 条文は Demelius, Handelsgesetzbuch mit Aktiengesetze und anderen Nebengesetze, 10. Aufl., Wien, 1975 等を参照した。

(2) このことは沿革のみならず現行法の規定からも証明される。即ち、①合名会社と合資会社は、ドイツ連邦諸国の代表者から成る委員会によって作成された普通商法典（1863年7月1日施行）により初め規制されていたが、その後1938年の第3施行令と第4施行令によりオーストリアに導入された1867年5月10日の（ドイツ）商法典により規制される様になり、現在に至っている。②このことは匿名組合にも当てはまる。③有限会社はドイツ有限会社法に倣った1906年3月6日の有限会社法により規制されている（ドイツ法をそのまま継受したものではない）。④株式会社は初め1852年の社団勅書（Vereinspatent）により規制されていた。その後普通商法典は207条以下で株式会社と株式合資会社を規制する様になったが、上記勅書は依然として効力を有していた。次いで1937年のドイツ株式法によって規制される様になり、最後に現行法である新株式法が1965年3月31日に制定された。ドイツの1965年9月6日の株式法が最新の経済事情を考慮した大改正であったのに対し（410カ条から成る）、オーストリアのそれは、1937年法に若干の改正を施したものに過ぎない（273カ条から成る）。しかしコンツェルンの規定（ドイツ法と異なりオーストリア法では極めて簡単な規定のみを有する）等を除けば、基本的にはドイツ法と一致している。オーストリア会社法の沿革については Kastner, Grundriß des österreichischen Gesellschaftsrechts, Wien, 1973, S. 26ff.（以下 Grundriß として引用）参照。ドイツの株式法及び有限会社法とオーストリア法の主たる相違点についてはさしあたり Löber, Austria, in Company Law in Europe (ed., Frommel & Thompson), London, 1975, pp. 67ff. 参照のこと。

よる国家一人会社の特殊の領域を除けばドイツの議論の域を出ない。従って取立てて特に研究を行なう意義は少いと考えるが、一人会社の総合的研究の一環として本稿で検討することにしたものである。

オーストリアは9の州(Länder)から成る連邦国家であり、普通民法典(Allgemeines Bürgerliches Gesetzbuch)、商法典、有限会社法及び株式法は連邦法として制定されている。⁽⁴⁾会社(Handelsgesellschaften)としては次の4つの形態—即ち合名会社、合資会社、有限会社、株式会社—が認められている。株式合資会社は1965年株式法により廃止されている(なお同法265条参照)。ところで普通民法典1175条は、「2人又はそれ以上の人々が、その労力のみを又はその物も共同の利用のために結合することを同意する契約によって組合(Gesellschaft)は、共同営利のために設立される」と規定し、Gesellschaftの定義はこの民法上の組合(Erwerbsgesellschaft bürgerlichen Rechts)の定義に相応するものと言われている。⁽⁵⁾従って Gesellschaft が成立するためには契約が必要であるから、最初から一人会社を設立することはできず、一人会社は Gesellschaft の概念に矛盾すると再三再四指摘されている。⁽⁷⁾しかしオーストリアの通説と判例は、合名会社及び合資会社と異なり、⁽⁸⁾後述する様に株式会社及

(3) 国有化法一般については Kastner, Grundriß, S. 2f, 29f, 288ff に詳しい。

(4) F. Schwind and H. Zemen, Austria, in International Encyclopedia of Comparative Law, I-A, National Reports, A-67, 71 参照。

(5) Kastner, Grundriß, S. 8 und 36.

(6) Vgl. Kastner, Grundriß, S. 11ff.; Hämmerle-Wünsch, Handelsrecht, Bd. 2, 3. Aufl., Wien, 1978, S. 21, 23 und 27ff.

(7) Demelius, Die Einmangesellschaft im österreichischen Rechtsleben, in Österreichischen Landesreferate zum VII. Internationalen Kongreß für Rechtsvergleichung in Uppsala 1966, Wien, 1966, S. 72 (以下 a. a. O. で引用する); Kastner, Die Einmangesellschaft im österreichischen Recht, in Österreichischen Landesreferate zum VII. Internationalen Kongreß für Rechtsvergleichung in Uppsala 1966, Wien, 1966, S. 87 (以下 Einmann として引用する); Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 364.

(8) 社員が一人となると、個人企業となる(商法典142条参照)。Kastner, Grundriß, S. 10.

び有限会社については会社成立後一人会社になることを認め、一人会社をその持分が一人の手に集中した資本会社⁽⁹⁾ないし一人の社員を有する法人格ある会社⁽¹⁰⁾と定義している。会社を狭義の組合と Körperschaft に分類する概念構成がオーストリアでも維持されているのである⁽¹¹⁾。

以上では一人会社の利用状況をみた(Ⅱ)のち、株式会社及び有限会社が一人会社となることの可能性を検討し(Ⅲ)、最後に一人会社の内部法律問題をみてみることにする(Ⅳ)。紙面の関係で結びは省略する。

Ⅱ 一人会社の利用状況

(a) 株式会社と有限会社の一般的な利用状況は以下の通りである。

1924年に株式会社は約1400社存在していたが、1938年終わりまでには世界経済恐慌によりその数は770社に減少し、1955年には491社となったが、1964年終わりには少し増えて534社となり、その後500社台に留っている⁽¹²⁾。他方有限会社数は1937年に約2,000社存在していたが⁽¹³⁾、1963年終わりには4,730社に倍増している⁽¹⁴⁾。

1972年には株式会社は504社存在し、有限会社数は約9,000社と⁽¹⁵⁾言われている。なおウィーンの有限会社数は1972年5月に6,493社に達し、1973年7月には7,428社に達している⁽¹⁶⁾。

従ってオーストリアではスイスと異なり株式会社より有限会社がはるかに利

(9) Kastner, Einmann, S. 87.

(10) Demelius, a. a. O., S. 72.

(11) Vgl. Kastner, Grundriß, S. 22ff.; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 44f.

(12) Kastner, Das österreichische Gesetze über Aktiengesellschaft (Ausländische Aktiengesetze, Bd. 12), 1965, Frankfurt am Main/Berlin, S. 1 (以下 Aktiengesetze として引用)によれば、このような株式会社の減少傾向は、オーストリア経済における同会社の意義の衰退を意味するものではなく、たゆみのない集中の結果である。

(13) 増田政章「オーストリア有限会社法と一部改正草案の意義」『比較法政』15号4頁。

(14) Gellis, GmbH-Kommentar, Nachtrag 1965, S. 80 (Kastner, Aktiengesetze, S. 1).

(15) Kastner, Grundriß, S. 221.

用されていて、しかも有限会社の利用はウィーンに比較的集中していることが認識できる。なお有限会社の普及の関連で注目すべきは、スイス法（債務法594条2項参照）と異なり、ドイツ法と同様に、オーストリアでは GmbH & Co KG の利用が（従って Einmann GmbH & Co KG も）法律上認められているということである。Kastner によれば1974年には約1,000社の GmbH & Co KG が存在し、その数は今なお増加し続けている⁽¹⁶⁾。

なお33,870億シリングのオーストリア株式会社の全基本資本中1969年には45.2%が直接連邦に帰属し、11.7%が州及び市町村に帰属し、7.6%が一部国有化されている銀行に帰属し、7.5%が再び直接又は間接に一部公手にあるシャハテルベディツ（Schachtelbesitz）に帰属し、その結果株式会社に対する公の持分は60%を超えると言われている⁽¹⁷⁾。これはドイツ、スイスに見られない現象であって、次に述べる国有化による一人会社と関連させて注目する必要がある。

(b) 一人会社の利用状況は以下の通りである。統計は存在していないが、株式会社では一人会社の数は絶対的に且つ全株式会社の数に比例しても些細である一方、有限会社では4社に1社は一人会社であり、オーストリアには1,000社以上の一人有限会社が存在していると言われている⁽¹⁸⁾。他方増田助教授によれば有限会社の一人会社は有限会社全体の12%である⁽¹⁹⁾。どちらの数が正しいのか判断しかねるが、いずれにせよ一人有限会社の利用がかなり普及していることは認識できる。他方一人株式会社数は絶対的に少いとはいえ、それは国家一人会社として比較的多く利用されていることが以下の記述からも推察されうる。

国家領域（国家一人会社）と私的領域とに分けて、若干の一人会社の例を例

(16) Kastner, Grundriß, S. 107; Hämmerle-Wünsch a. a. O., S. 187f.

(17) Kastner, Grundriß, S. 124f. 外国持分は12.6%である。

(18) 一人会社に関する判例もほとんど有限会社に関するものであると言われている。Kastner, Einmann, S. 88 Fußnote 7.

(19) Gellis, a. a. O., S. 29 (Demelius, a. a. O., S. 76 Fußnote 10).

(20) 増田『前掲比較法政』5頁。

示すると次の通りである。⁽²¹⁾

aa) 国家領域では

① オーストリア煙草工場株式会社（1939年設立）。この会社の設立にはドイツ帝国が発起人として参加し、オーストリア煙草専売（Österreichische Tabakregie）の財産を一部は現物出資し、一部は財産引受をした。残りの4名の発起人は各々1株を引受け、会社成立後これらの株式が即座に帝国に譲渡されることにより一人会社となったものである。

次の5つの会社は、1946年の第1国有化法（Verstaatlichungsgesetz）により収用され、一人会社となった会社である。ここで国有化とは、既存の会社を解散して、その財産を全部国家財産に帰属させる国有化（株式法235条、有限会社法95条⁽²²⁾）ではなく、全株式・持分の収用による間接的国有化を意味する。カッコ中の数字は会社の成立年度を指す。

- ② 第1ドナウ河汽船航海会社（1832年）
- ③ 合同オーストリア鉄鋼株式会社（1881年）
- ④ オーストリア信用機関（Credit-Institut）株式会社（1896年）
- ⑤ ショエラー・ブレックマン製鋼株式会社（1921年）
- ⑥ オーストリア石油管理株式会社（1944年）

次の2つの会社は第2国有化法により一人会社となった会社である。

- ⑦ オーストリア電気経済株式会社
- ⑧ ネバーク北オーストリア電気工事株式会社（1922年）

bb) 私的領域では、

① ドック・コルノィブルク株式会社。全株式は前述した第1ドナウ河汽船航海会社に属している。従ってこの場合は従属会社のみならず、支配会社も一人会社である。

- ② ホテル・シルブレッタ経営有限会社

(21) Demelius, a. a. O., S. 76f.

(22) この方法はオーストリアで利用されていない。Kastner, Grundriß, S. 218 und 260.

③ イルプエルケ・ロープウェイ経営有限会社

この2つの各会社の全持分は第2国有化法により国有化された電気経済の特別会社であるフォルアルルプエルガー・イルプエルケ株式会社に属している。

④ オーストリア石油管理有限会社。この一人社員は上述したオーストリア石油管理株式会社である。

保険の領域では一人社員が国内の株式会社である有限会社の数は無数 (Legion) である。

外国の株式会社もオーストリアの経営のためにしばしば一人会社の形態を採用する。例えば、

⑤ フィリップス有限会社。この一人社員はオランダの株式会社である N. V. Philips Gloeilampenfabrieken である。

⑥ ドクター・アー・バンダー有限会社。この一人社員はスイスのグラロ株式会社である。

従ってオーストリアでは一人会社は特に公手の領域及びコンツェルンで発見される⁶³⁾。

Ⅲ 一人会社の可能性

(a) 全ての会社は、法人格を有する会社の場合にも、その成立 (Entstehung) のためにはなにかんづく会社契約の締結を必要とする。このことは会社の設立 (Errichtung) に少くとも社員となる 2人の者が参加していなければならないということの意味する⁶⁴⁾。1937年のドイツ株式法以前の株式法は 2人の者で満足していたが⁶⁵⁾、1937年株式法は発起人を 5名とした。しかし 1965年株式法は、発起人の最少数を 2名としている⁶⁶⁾。即ち株式法 2条 1項は「会社契約 (定款)

⁶³⁾ Kastner, Grundriß, S. 10; Kastner, Einmann, S. 94.

⁶⁴⁾ 会社の広義の設立手続は、ドイツと同じく Vorgründung と Errichtung と Entstehung に分けられる。会社契約の締結により会社は設立され (errichtet), 登記により会社は成立する (entstehen)。

⁶⁵⁾ 株式会社の設立に関してもオーストリア株式法は、同じ 1937年法に起源を有する 1965年ドイツ株式法とは、オーストリア法が、①単純設立 (16条以下) のみならず、

を確定した株主は、会社の発起人である。漸次設立（30条）の場合には定款の確定に参加することなく現物出資をする株主も発起人である」としつつ、2項は、「定款の確定には株式を引受ける少くとも2名の者が参加することを要する」と規定している。他方有限会社の設立にも発起人は2名必要であり、登記申請には2名の社員の存在が必要であると解されている（なお有限会社法3条1項1号参照）。持分権は株式会社の登記以前に譲渡されることができず（株式会社法34条4項）、有限会社法でも、これと同様の明文規定がないが、株式会社と同様に解されている。そして見越し譲渡は、設立規定の回避として効力がない（wirkungslos）と解されているから、原始的に一人会社を設立するには特別法による以外に方法はない。

-
- 漸次設立をも認めている点、②発起人を5名でなく2名としている点、③設立検査役を任命するのに裁判所は商工会議所の意見を聴取する必要もなく、設立検査役報告書の会議所への提出も不要とされている点及び④現物出資又は財産引受による設立の時には、開業貸借対照表の公告を要するとしている点（33条3項）を除けばほとんど同一であると言って過言でない。そしてオーストリアでも漸次設立はほとんど利用されず（Kastner, Grundriß, S. 125; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 251）、発起人が全株式を引受けることができないときには、金融機関を発起人に参加させ、その者が適当な時に株式を売却する実務が行なわれているから（Kastner, a. a. O.; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 248）、①についても実際にはドイツ法と異ならないと言える。
- ② 発起人の最少数を2名に下げた理由は、設立の際に発起人の財産状態は調査されないから、発起人の人数が多くとも危機的な場合に実際上大きな責任担保は達成されないというオーストリアの経験に基づくものである。Kastner, Aktiengesetze, S. 5; Kastner, Grundriß, S. 127.
- ⑦ Kastner, Einmann, S. 89; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 464. 等。
- ⑧ 設立に関してオーストリア有限会社法をドイツ有限会社法と比べると、オーストリアでは、①現物出資が認められるのは、基本資本の2分の1までであること（6 a 条1項）及び②設立報酬と設立費用に関する規定があることを除けばドイツ法と顕著な相違はない。
- ⑨ Demelius, a. a. O., S. 74.
- ⑩ 株式会社の発起人が一人であるにもかかわらず、万一登記されたときには、株式会社法216条によりその瑕疵は治癒されるのではないかと推測される。有限会社の場合には

(b) このような特別法として所謂第2 国有化法を挙げることができる。同法は、オーストリアの電気の製造と分配を公手に移すことを定め、その持分が完全又は圧倒的に個々の州の所有にもたらされた州会社 (Landesgesellschaften) と並んで、所謂国有会社 (Verbundgesellschaft) である上記「オーストリア電気経済株式会社」一国有電気経済企業の頂点を創造した。その一人発起人と一人株主はオーストリア共和国であったし、現在でもそうである (なお第2 国有化法⁸¹⁾ 5条参照)。同様の方法が、産業企業の国有化された持分の信託の行使を目的とするオーストリア産業管理会社の場合にも利用されている (1967年オーストリア産業管理株式会社法⁸²⁾)。

(c) 従って成立後一人会社となることが予定されている場合には何か軽蔑的に藁人形 (Strohmannen) と呼ばれるのが常である自己の名前で、しかし他人の計算で行為する受託者を発起人に使用する方法が残されているだけである。この様な方法はオーストリアでも、今日のドイツの通説と同じく、Scheingeschäft にも、脱法行為にも該当せず、有効なものと考えられている⁸³⁾。なぜならば受託者も真正の発起人であるからである。信託関係は受託者と委託者の内部関係に留り、その効力は会社及び第3者に及ばない。一人会社となることが意図された会社は、ただ法定の最少出資で参加する銀行又は弁護士と共同で将来の一人社員により設立されることが稀ではないから、登記裁判所はしばしば上記の信託関係を推測することができる。このことは例えば第1 国有化法により国有化された企業と経営のために有限会社形態で設立された取用会社 (Auf-

不明であるが、Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 404 によれば、株式法の設立瑕疵に関する規定は規制の指導思想において有限会社に適用されうという。しかし瑕疵は治癒されないのではないかと推測される (有限会社法4条1項1号参照)。

81) Demelius, a. a. O., S. 73; Kastner, Einmann, S. 89.

82) Kastner, Autriche, in *Inchieste di diritto comparato* 4 I, 1974, Kluwer, S. 308 (以下 *Inchieste* として引用)。

83) Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 366, 393; Kastner, Einmann, S. 89f.; Kastner, Grundriß, S. 127; Demelius, a. a. O., S. 74.

fangsgesellschaften) の場合に実情であったが(同様の例として上述したオーストリア煙草工場株式会社のケースを挙げることができる)、登記裁判所もまたこのような会社の登記を拒否しなかった。

(d) 他方会社が登記により一度成立すると、上述した様に株式会社と有限会社は一人会社になることができると通説⁶⁴⁾、判例によって解されている。即ち1910年1月18日の有限会社に関する判決(Adler-Clemens, XV., Nr. 2968)は有限会社法84条(一人への全持分の集中を解散原因と規定していない)を根拠として一人会社を認めた。1911年9月20日の最高裁判所判決(Adler-Clemens, XV., Nr. 3050)も同じ意味の判決をし、なかんずく有限会社法84条に関する政府法案注釈⁶⁵⁾を引用した。文献もまたこの注釈を根拠とする⁶⁶⁾。そしてその後の最高裁判例は、一人会社は認められるという見解を一貫して維持している。学

64) Pisko, Die beschränkte Haftung des Einzelkaufmannes (Eine legislatorische Studie), in Zeitschrift für das privat-und öffentliche Recht der Gegenwart, Bd. 37 (1910), S. 703; Kastner Grundriß, S. 9f.; Demelius, a. a. O., S. 71; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 349, 364, 384, 442, 464f.; Kastner, Einmann, S. 87. Fußnote 2 は多数の文献を挙げている。

65) 注釈は「草案は一人への全営業持分の譲渡を解散原因と認めない点でもドイツ法に従っている」と述べている。Vgl. Pisko, a. a. O., S. 703.

66) Kastner, Einmann, S. 87f.

67) 例えば最高裁1928年3月6日判決は、「有限会社は固有の法人格、即ち社員の権利と義務から異なる固有の権利と義務を有する。全持分が一人の社員の手集中することによってそれは何も変わらない。(1913年9月30日の一筆挿入) 最高裁判所も Entscheidung Amtl. Slg. 1956 で全営業持分を所有する社員が死亡する場合に、彼の相続財産目録にただ営業持分の計算上の価値が記載されなければならない、会社それ自体の財産の構成要素が記載される必要はないと既にかつて判決した。一人社員の手への全営業持分の集中は、法律により有限会社の解散原因とされていないし、この種の見解は法律生活で主張されない」(SZX/99 (S. 245))とし、最高裁1934年4月24日判決も、「会社債権者に対して社員は局外者である。同じことは、一人に全株式又は全営業持分が集中することによって株式会社と有限会社が「一人会社」になるときに有効である。一人会社も独立した法人に留る」(SZXVI/186 (S. 515))と判示している。

説には上記の理由以外に一人会社の承認の根拠をドイツ学説と同じく慣習法に求めるもの⁽³⁸⁾、持分は人的多教性によらないほど即物化されている(versachtlicht)から、持分権の多数性の存在が十分であるとするものの外、法人の概念に求めるものがある⁽³⁹⁾。かくして通常の会社は、株式又は持分の売買等の法律行為、相続、特別の場合には国有化法により一人会社に変化することが可能である。なお有限会社の全持分が一人に集中すると、これらは融合して1個の持分となる⁽⁴⁰⁾。

IV 一人会社の内部法律問題

(a) 一人会社の法的性質の議論は、ドイツのそれと異なりあまり議論されていないが、一人会社は従来と同一の法人格ある会社に留り、特別財産に変化するものではないというのが、オーストリアの判例と通説である⁽⁴¹⁾。

(b) 株式会社は従って一人会社となっても通常の会社の場合と同じく取締役会(Vorstand)、監査役会(Aufsichtsrat)、株主総会(Hauptversammlung)、そして決算検査役(Abschlußprüfer)の4つの必要機関の存在が必要である⁽⁴²⁾。また取締役会と監査役会との間の協議機関として任意機関である顧問委員会(Beirat。なお株式法128条2項7号参照)を置くこともできる。

(aa) 株式法によれば「取締役会は一人又は数人から構成されることができる」(70条2項1文)。しかし一般的に取締役会構成員が一人というケースは非常に稀だと言われている⁽⁴³⁾。法人又は人的会社は取締役会構成員に選任される

⁽³⁸⁾ Kastner, Grundriß, S. 10; Gellis, Kommentar zum Gesellschaft m. b. H.-Gesetz (1960), S. 192 (Kastner, Einmann, S. 88).

⁽³⁹⁾ Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 364.

⁽⁴⁰⁾ Demelius, S. 72.

⁽⁴¹⁾ Demelius, S. 74f. 参照。

⁽⁴²⁾ Kastner, Einmann, S. 90; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 384.

⁽⁴³⁾ Kastner, Einmann, S. 88; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 365; 判例は注³⁷参照。

⁽⁴⁴⁾ Kastner, Einmann, S.90; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 365.

⁽⁴⁵⁾ Kastner, Grundriß, S. 148; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 258 Fußnote 3.

ことができない（75条2項）から、それらのものが一人社員であるときには、息のかかった自然人を取締役に送りこむことができるだけである。取締役会構成員は、監査役会によって選任され、解任される（解任には重大な理由が存在することを要する。株主総会の信頼の喪失もこの中に含まれる）。任期は最長5年であるが、再選可能である（75条1項, 4項）。従って一人社員が取締役会構成員になるためには、自己が選任した監査役会により取締役会構成員に任命されるを要する⁽⁴⁶⁾。取締役会構成員が同時に監査役会構成員たりえないから（90条1項）、一人株主が監査役会構成員であるときには、他の者を取締役会構成員に任命することになる⁽⁴⁷⁾。数人の者から取締役会が構成されているときには、監査役会はこれらの者の中から一名を取締役会議長（Vorsitzende）に指名することができる（75条3項）。取締役会議長は、定款に別段の規定がなければ、取締役会の投票で賛否同数のとき決定投票を行なうことができる（70条2項）。またドイツ法と異なり、定款により、他の全ての取締役会構成員の意見と対立するときにも議長に決定権を与えることができる⁽⁴⁸⁾。従ってこの定款の規定を活用するときには、取締役会が複数の者から構成されていても一人株主は自己の意思を直接又は間接に実現することができることになる。

取締役会は会社の業務執行と代表機関である。一人株主でない者が取締役会構成員であるときにも、その者は有限会社法と異なり一人株主の指図に服する必要はなく、⁽⁴⁹⁾「自己の責任の下に株主と従業員の利益及び公益を顧慮して企業

(46) 特定の者を取締役会構成員に選任すべき旨の株主総会又は大株主の発議に監査役会は従う必要はないが、それに従わないときには総会の不信任投票を考慮に入れなければならないから、監査役会はこのような発議を吟味することになる。Kastner, Grundriß, S. 149. なお定款によっても株主総会に取締役会構成員の選任権限を与えることはできない。Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 260 Fußnote 16.

(47) 取締役会構成員は株主である必要はない。Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 258.

(48) Kastner, Aktiengesetze, S. 6; Inchieste, S. 318; Grundriß, S. 154.

(49) Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 265. 一人会社の場合会社の利益と一人株主の利益が親密に結合しているからといって、一人株主に取締役会に対する指図権（Weisungsrecht）が認められるわけではない。

の福祉が要求する様に取締役会は会社を指揮することを要する」(70条1項)。他人が取締役会構成員であるから心配であるといっても、「定款又は監査役会は、一定種類の業務は監査役会の同意によってのみ行なわれなければならないと規定することができる」(95条5項)のみである(この場合もツー・ティア・ボード・システムの趣旨から業務執行の処置を監査役会に譲渡することはできない)。また「株主総会も(は)、取締役会又は、95条5項により監査役会の同意に留保された業務に関する限りは、監査役会が要求するときのみ、業務執行の問題を決議することができる」(103条2項)のみである。

(bb) 監査役会は少くとも3名から構成される。その構成員の最大数は、基本資本の大きさにより異なり、7名、12名あるいは20名である(86条1項。なお268条参照)。構成員は自然人でなければならず、また10社の株式会社で既に監査役会構成員である者は、監査役会構成員になることができない(86条2項)。従って一人会社の場合にも機関の存在のためには取締役会構成員を含め最低4名の自然人の存在が必要である。なお監査役会構成員になるためには株主資格を必要としない。⁶⁰⁾

監査役会構成員は株式総会によって選任又は解任(重大な理由を必要としない)されるから(87条1項, 3項)、一人株主が監査役会構成員となるときには、自分を構成員に選任することになる。⁶¹⁾任期は、選任後第4回目の営業年度に関する免責決議をする株主総会の終了より長いことはできない。選任された当該営業年度は計算に算入されない(82条2項)。しかし再選は許される。⁶²⁾

他方1973年12月14日に労働組合法(Arbeitsverfassungsgesetz)が制定され、この法律により中央経営協議会(der Zentralbetriebsrat. 但し1経営体のみが存在するときには経営協議会)は、監査役会構成員2名ごとに、1名の従業員

⁶⁰⁾ Willheim, Aktiengesetz 1965 (Fassung 1976), Wien, 1977, S. 14.

⁶¹⁾ Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 272.

⁶²⁾ Willheim, a. a. O., S. 14; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 365.

⁶³⁾ Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 274.

代表者 (Arbeitsnehmervertreter) を監査役会に派遣することができることになった。監査役会構成員数が奇数 (eine ungerade) であるときには、更に一名の従業員代表者が派遣されなければならない (同法110条1項)。

監査役会は、取締役会の業務執行を適法性と経済性から監督しなければならず (株式法95条1項)、そのための広範な権限を有する (同2項, 81条)。また取締役会が作成した年度決算書, 利益配当案及び営業報告書を調査し, 株主総会に報告しなければならないだけでなく (96条。なお104条2項, 125条乃至127条参照), 会社の福祉が要求するときには, 株主総会を招集しなければならない (95条4項)。更に取締役会構成員と会社との法律行為の場合に会社を代表し, 取締役会構成員を相手どって総会によって決議された訴訟を起こし, 監査役会構成員の責任が問題となるときには, 取締役会構成員に対して訴訟を起こすことができる (97条) とともに, 取締役会構成員及び指導的従業員に対する信用供与に同意を与える (80条) 等の権限を有する。監査役会は, 取締役会構成員の総報酬が各人の任務と会社の状態に比較して相当なものである様注意することを要し (78条1項), それが出資の払戻にならない様 (52条) 監督しなければならない。

そして監査役会構成員の注意義務 (Sorgfaltspflicht) と責任には, 取締役会構成員の規定 (84条) が準用されており (99条), この規定は他の監査役会構成員と同じく従業員代表者にも適用される。⁶⁴⁾

(cc) 取締役会構成員にも監査役会構成員にもならない一人社員は, ただ株主総会においてその権利を行使することができる (102条1項)。なぜならば自己又は他人のために会社と関係のない特別利益を取得する目的で会社に対する影響力を行使して, 故意に取締役会又は監査役会の構成員に会社の損害で行為させる者は, 会社に対してだけでなく (100条1項), 会社から満足を得ることができない会社債権者に対しても損害賠償義務を負う (101条1項) からである。

⁶⁴⁾ Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 280.

⁶⁵⁾ Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 281.

株主総会は1937年法以来もはや株式会社の最高意思形成機関ではなく、⁶⁴⁾ただ法律又は定款で規定されている場合に招集され（106条1項）、決議することができるに過ぎない（108条1項）。株主総会は通常取締役会によって招集される（105条1項1文）が、定款により特定の者（例えば特定の株主、第三者等）に招集権を授権することも可能である（同2文）。株式法によれば招集はあらゆる会社公告誌⁶⁵⁾で公告されなければならない（105条2項。なお108条1項参照）、最後の公告と会日の間には少くとも14日の期間が存在しなければならない（107条1項）。しかし定款はしばしば株主が総会に参加し、議決権を行使するための条件として総会の一定時期前までに株式を公証人又は銀行の本店に寄託する様要求しており、この場合には寄託のために14日間の期間を認めることが必要であるから（107条2項）、通常招集期間はもっと長くなる。寄託を定款が要求していないときには、株主は総会の3日前に会社に参加する旨を届け出ることにより議決権を行使することができる（同条3項）。これらの規定は出席を予期しなかった株主が総会に出席し、議決権を行使する様な不意打ちから、取締役会と監査役会を保護しようとするものである。なお株式を会社に寄託している株主は、招集が書留郵便で通知される様要求することができる（109条1項）。

ところでこれらの規定は一人会社の場合「不相応に不適當⁶⁶⁾」である。そこで一人会社の場合には全員出席総会（199条1項1号によりこのような総会も適法⁶⁷⁾である）として、招集手続の規定は遵守される必要がないと解されている。例えば国家一人会社の場合には、ウィーン新聞における費用のかかる公告のかわりに、取締役会が権限のある連邦首相、省又は州政府に向かって議事日程を含む書面招集（Einladung）を行なう。当該官庁による招集の受領は、規定さ

⁶⁴⁾ Kastner, Grundriß, S. 168.

⁶⁷⁾ 公告誌は大抵ウィーン新聞である。Demelius, a. a. O., S. 79.

⁶⁵⁾ Kastner, Grundriß, S. 170.

⁶⁸⁾ Demelius, a. a. O., S. 80.

⁶⁹⁾ Kastner, Einmann, S. 93f.; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 365; Willheim, a. a. O., S. 14; 一人株主総会の詳細は Demelius, a. a. O., S. 80f. 参照のこと。

れた届け出を意味する。一人社員が都合の悪いときには当然会日は変更される。定款が株式の寄託規定を含んでいるときには、寄託は銀行にではなく、主権行政 (Hoheitverwaltung) の枠内で行なわれる一人社員それ自体の金庫 (Kasse) で行なわれる⁶¹⁾。いずれにせよ一人社員の意思表示は公証人によって証明される議事録 (Niederschrift) で証明され、その公証謄本は取締役会により登記裁判所に提出されることを要する (111条)。

更に一人会社に特有な総会の問題として議論されているのは、一人株主が同時に取締役会か又は監査役会の構成員であるときに、免責決議を行なうことができるか否かという問題である。なぜならば、株式法 114 条 5 項 1 文は、「議決によって免責されるか又は債務を免除される株主は、……議決権を行使することができない」と規定する一方、104 条は「株主総会は毎年営業年度の最初の 5 カ月以内に取締役会構成員と監査役会構成員の免責を決議する」(1 項)、「免責の審議は利益配当の審議と結合しなければならない」(2 項)と規定しているからである。通説は免責を 84 条 4 項 3 文が「(会社の取締役会構成員に対する損害賠償—筆者挿入) 請求権が発生してから 5 年後に初めて且つ株主総会が同意し及び持分が基本資本の 5 分の 1 に達する少数株主が反対しないときにのみ会社は賠償請求権を放棄し又は和解することができる」(この規定は監査役会構成員にも準用されている。99 条)と規定している具体的な損害賠償請求権の放棄とは異なる、単なる信頼の表明と解しているから⁶²⁾、一人株主は自から投票によって免責を行なうことができると解すべきであり、そうでなければ

61) Demelius, a. a. O., S. 80.

62) 通説にも見解の対立があり、免責の拒否を不信任投票と理解する見解とこれを否定する見解がある。Vgl. Kastner, Grundriß, S. 158. その上 Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 324f. は、免責が全株主によって満場一致で与えられたときには、少数株主の保護をもはや問題にする必要がないから、この場合には総会に提出された書類と行なわれた解説の範囲内という限定付きであるが、単なる免責に留らず、請求権の放棄の効果を有すると主張している。従ってこの立場をストレートに一人会社に拡大できるとすれば、一人の場合には常に免責は請求権の放棄ということになる。

免責決議を行なえないことになり不当な結果となるとする見解⁽⁶³⁾と、規定は一株主に自から信頼を表明させ又は拒否させるという様な目的を有していないから、この場合には決議は無用のものとして、それどころか無意味なものとして不必要である (entfallen)⁽⁶⁴⁾ とする見解が対立している。

(dd) 決算検査役については一人会社だからとって特別な法律問題は監査役会と同様に生せず、通常の会社の場合と同一の規制に服する。それは以下の通りである。決算検査役になることのできる者は、公認会計士 (Wirtschaftsprüfer) 又はその会社 (Wirtschaftsprüfungsgesellschaften) 等一定の資格ある者又はその会社であり (137条1項)、当該会社、その子会社又は親会社の取締役会又は監査役会の構成員等は決算検査役に選任されることはできない (125条1項)。株主総会によって選任され (136条1項)、その人数は一名又は数名である⁽⁶⁵⁾。年度決算書 (125条1項) は、監査役会に提出される前に、帳簿及び営業報告書を含めて決算検査役により検査される (134条)。決算検査役は取締役会から検査に必要なあらゆる説明を要求することができるが (138条)、検査は会計監査に限られるから、経営の経済性・合目的性には及ばない⁽⁶⁶⁾。決算検査役は検査の結果を詳細な監査報告書 (Prüfungsbericht) にまとめ、取締役会と監査役会に提出しなければならない (139条)。また異議がないときには、確認書 (Bestätigungsvermerk) によりそれを確認し、異議あるときには確認を拒否又は制限しなければならない (140条)。しかし決算検査後の検査なくして行なわれた年度決算書の確定は無効であるが (134条1項)、確認書の拒否それ自体は決算書の確定を妨げるものではない⁽⁶⁷⁾。なお確認書は監査報告書と異なり公告される (144条)。

⁽⁶³⁾ Kastner, Einmann, S. 94; Inchieste, S. 307. 彼によればこの見解が通説である。

⁽⁶⁴⁾ Demelius, a. a. O., S. 79.

⁽⁶⁵⁾ Kastner, Grundriß, S. 179.

⁽⁶⁶⁾ Kastner, Grundriß, S. 180; Inchieste, S. 331.

⁽⁶⁷⁾ Kastner, Grundriß, S. 181.

(ee) 一人株式会社の場合株券の発行（なお34条4項，158条参照）に対する必要性は実際上乏しい⁽⁶⁸⁾。それは特に国家一人会社の場合にあてはまる。それ故株券の印刷費用と保管の若勞を省くため，実務では次の3つの方法が取られている。即ち第1は，会社は株券も仮株券（Zwischenscheine）も発行しないという方法である。これはオーストリア電気経済株式会社が採用している方法である。第2は，おそらく額面（なお8条1項参照）が1000シリングである株式全部のために，ただ1枚の，全基本資本を示す仮株券を発行する方法であり，あとから資本増加（149条以下）が行なわれると，資本増加額を示す第2の仮株券を発行する方法である。そして仮株券をあとから株券に交換することは意図されない。第3は，株券が作成され，交付される方法である。この場合にも作成費用と保管の若勞を下げるために高い額面，おそらく10万シリング（ちなみに株式会社の最少資本額は100万シリングである。7条）で発行される。一人会社の場合も仮株券又は記名株券を発行する場合には，株主名簿（Aktienbuch）を作成し，登録すべきことを要求する規定（61条）の適用は排除されるわけではないが，これらの方法による場合には株主名簿は一枚の紙で充ることになる⁽⁶⁹⁾。もっともドイツと同じく通常の場合には無記名株券が多く利用されていて，記名株券の利用は例外であると言われている⁽⁷⁰⁾。

(ff) 更に国家一人会社の場合資本増加はしばしば国家が自己の株式会社に対する債権を現物出資（150条参照）するという方法で行なわれる。このような方法は単に一人会社の場合だけでなく，オーストリアの登記実務の確実な要素となっている。引受人の側からする一方的な相殺は禁止されているから，これは引受人と会社の間で締結される相殺契約を意味する⁽⁷¹⁾。

(68) Kastner, Grundriß, S. 132 も，しばしば一人会社と家族会社の場合には株券の発行は断念されると述べている。

(69) Demelius, a. a. O., S. 78f.

(70) Löber, op. cit., p. 75; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 234.

(71) Demelius, a. a. O., S. 82.

(C) 有限会社の必要機関は、業務執行者 (Geschäftsführer) 及び社員総会 (Generalversammlung) であり、監査役会 (Aufsichtsrat) は強制される場合とそうでない場合とがある。これらの規制は有限会社が一人会社となっても変わらない。⁽⁷²⁾

(aa) 有限会社は1人又は数人の業務執行者を有しなければならず、ただ行為能力ある自然人のみが業務執行者に任命されうる (有限会社法15条1項1・2文)。監査役会構成員はその性質上業務執行者になることはできない。⁽⁷³⁾ 任命は社員決議によって行なわれるのが原則であるが、社員が業務執行者になるときには、会社契約による任命でもよい (同項3・4文)。また会社契約により業務執行者の任命を国家等の公法人に留保することもできる (同条3項) が、この可能性は、国有化の場合にも従来ほとんど利用されていない。任期は、特定期間又は不特定期間であって (会社契約で任命された業務執行者の任期は、有限会社に対する彼の資本参加が継続する期間に限られる)、自動的延長条項を禁止する規定も法律にはない。⁽⁷⁴⁾ なお一人会社の場合適用の余地がないが、業務執行者である社員は、自己の解任 (なお16条1, 2, 3項参照) が目的となっている総会決議の場合にも議決権を行使することができる (39条5項)。⁽⁷⁵⁾

業務執行者は会社の管理・代表機関である。有限会社法は業務執行者がなすべき業務執行の若干のものを明文化している (帳簿の作成—22条1項, 決算書の作成—同条2項, 社員名簿の作成—26条, 代理人の選任—28条, 破産開始の申し出—25条3項2号, 資本の額の半分の損失の場合の総会の招集—36条2項) が、これにとどまらない。数人の業務執行者がいるときには、会社契約に別段の定めがなければ、業務執行は共同で行なわれなければならない。各業務執行者が単独で行なう権限があるときにも、他の業務執行者が行為の着手に反

⁽⁷²⁾ Kastner, Einmann, S. 90.

⁽⁷³⁾ Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 407.

⁽⁷⁴⁾ Kastner, Grundriß, S. 232.

⁽⁷⁵⁾ Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 409.

対したときには、それを中止しなければならない(21条1, 2項)。

株式会社では既述の様に、取締役会(又は監査役会)が要求した場合にのみ株主総会は義務執行問題を決定することができるに留っていたが、有限会社では、社員はその決議(後述する様に書面決議も可)によりあらゆる業務執行につき指図を与えることができ、業務執行者はその指図を遵守しなければならない(20条1項)。ここに家族会社、コンシェルン会社及び一人会社が好んで有限会社形態を採用する原因の一端がある。⁽⁷⁶⁾

一人有限会社に特有な問題として所謂自己契約(Selbstkontrahien)の問題がある。即ちただ1人の業務執行者が同時に一人社員である場合に自己契約を締結することができるか否かである。ドイツ民法典181条の様な一般規定はオーストリアにないが、具体的場合に利益衝突がなく、且つ取引の安全を妨げないときには自己契約も原則として許されると解されている。⁽⁷⁷⁾この点で非常に興味のあるのは1935年5月1日のオーストリア最高裁判所の判決である。本件では、有限会社の全持分を所有し且つその唯一の業務執行者である原告が、被告に対して損害賠償を請求した事件である(事案は必ずしも明確でない。原告は会社と原告との間で締結された契約によって譲受けた債権を被告に担保譲渡(Sicherungsübereignung)した事実を根拠に上記損害賠償を請求した様である)。第1審は、被告との取引は担保譲渡でなく、売買であることを理由に請求棄却。第2審は、会社と原告との契約は、事実上1人で締結されているから有効な契約となりえないという理由で原告の控訴を棄却した。最高裁は、自己契約は不可能ではないが、本件では債権譲渡が行なわれていないということを理由に原告の上告を棄却した。次の様に判示する。即ち「自己契約の問題はオーストリア法ではドイツ民法典(181条)と反対に、個別的な場合(商法典376条、普通民法典272条)を除けば規制がない。法律はただ普通民法典269条で、裁判

⁽⁷⁶⁾ Kastner, Grundriß, S. 222 参照。

⁽⁷⁷⁾ Kastner, Einmann, S. 93.

⁽⁷⁸⁾ SZXV/100 (S. 290—292).

所は事務を自から行なうことができず且つ権利を自から守ることのできない人々のために、父権又は後見力が存在していないときには、保護者 (Kurator) 又は弁護士 (Schwaller) を任命しなければならないという原則を述べている。例えば法定代理人が本人と取引を締結しなければならないときの様な衝突の場合の特別弁護人の任命は上記の規定と普通民法典 270 条及び 271 条に基づく。これらの原則的諸規定から法定代理人には一般的に同じ取引につき同時に本人と自分自身を代理する権限はなく、むしろこのような場合には代用保護 (Ersatzpflegschaft) が生じなければならないという命題が演繹されなければならない。このことは、法定代理人としての有限会社の業務執行者 (有限会社法 18 条) にも有効でなければならない。同法が業務執行者に自己契約権を即座には認容しようとしていないことは、25 条 4 項から生ずる。それによると会社の業務執行者は、あらかじめ監査役会の同意又は監査役会が存在しないときには、その他の全業務執行者の同意を得なければ、自己又は他人の名前で会社と締結した法律行為から生じた損害につき責任を負う。⁽⁷⁹⁾ 例外はただ本人の利益の危害もなく、取引の安全も害されえないときのみ確かに生じることができる。……それ故に誰れも自からと契約を締結することは法理論的理由から不可能であるという控訴裁判所の見解に従うことはできない」と。従ってオーストリアでも上記の要件の限度内で一人社員である業務執行者は会社と自己契約を締結できるのである。

(bb) 社員は会社の最高機関としてのその職務を次の 3 つの形式で行使することができる (有限会社法 34 条 1 項)。即ち第 1 に、社員総会に集まって、そこで決議をすることによって。第 2 に書面投票による決議によって。この場合は全社員が書面による投票に同意していることを要するが、決議に必要な過半数は、投票された議決権の数によってではなく、全社員に属する議決権の全体数によって計算される (同条 2 項)。なおこの方法は Demelius によれば一人

(79) 業務執行者が一人のときは、社員の同意を得ることが必要である。Kastner, Grundriß, S. 238.

より多い社員の存在を前提としているから、一人会社の場合には適用の余地がない⁽⁶⁰⁾。第3に、行なわれるべき決定に全社員が同意を与えることによって。この場合には全員一致が必要である⁽⁶⁰⁾。一人会社の一人社員は社員総会の決議の代わりにこの方法を使用することもできる（例えば業務執行者の選任又は会社契約の変更⁽⁶³⁾）。

第1の方法である社員総会は通常業務執行者によって招集される(36条1項)が、その手続は簡単であり、定款にその旨規定していなければ招集の公告をする必要がなく、書留郵便（会日より7日にポストに投函することを要する）の通知でたりる（38条）。社員の総会参加の届け出も規定されていない。そして有限会社の一人社員はそれ自体社員総会を開催できないとする見解⁽⁶³⁾、あまりに用語に囚われた見解であり、一人社員の適法に発せられた意思表示は法的に総会の一致した決議として、常に全員出席総会（38条4項）であり、一人有限会社の場合にも招集規定を遵守する必要がないと解されている⁽⁶⁴⁾。決議は、株式会社の場合と異なり、会社契約の変更（49条1項）及び解散（84条1項2号）の場合にのみ公証人による証明が必要であり、通常登記義務ある決議のみが登記裁判所に通知される。なお全決議は会社の議事録帳（Protokollbuch）に記入されることを要する（40条1項。なお41条4項参照）。

問題となるのは一人社員は業務執行者としての彼の免責を目的とする社員総会（35条1項1号）において議決権を行使することができるか否かである。免責決議は会社の一方的意思表示であり、損害賠償請求権の放棄又はこのような請求権の不存在の承認と類似の効果を有するものと解されているから、株式会社と異なり一人有限会社の場合には一人社員に議決権は認められない⁽⁶⁵⁾。

⁽⁶⁰⁾ Demelius, a. a. O., S. 83, Fußnote 23.

⁽⁶¹⁾ Kastner, Grundriß, S. 243; Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 429f.

⁽⁶²⁾ Demelius, a. a. O., S. 82f.

⁽⁶³⁾ Graschof, Die Gesellschaft m. b. H. (1956), S. 156 (Kastner, Einmann, S. 94).

⁽⁶⁴⁾ Kastner, Einmann, S. 94.

⁽⁶⁵⁾ Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 422; Kastner, Grundriß, S. 240.

⁽⁶⁶⁾ Kastner, Einmann, S. 94.

(cc) 法律で監査役会の任命が強制される（即ち義務的監査役会を必要とする）有限会社は、以下に述べる6つの会社である。即ち、

①会社の資本額が20万シリングを超え、且つ社員数が50名を超える会社（有限会社法29条1項）。

②従業員が平均して（平均の意味は同条3項参照）300名を超える会社。但し会社が監査役会を任命する義務ある資本会社の統一的指揮下にあるか又は50%以上の直接的資本参加に基づいてそのような会社によって支配されていて且つ会社の従業員数が平均して500名を超えないときには、監査役会を任命する義務はない（同条2項1号）。

③会社が株式会社、監査役会を任命する義務ある有限会社又は有限会社法29条2項1号の意味の有限会社を統一的に指揮するか又は50%以上の直接的資本参加に基づいて支配し、且つ当該会社と指揮又は支配に服する上記会社の従業員数の合計が平均して300名を超える場合の当該会社（同条1項3号）。

④会社が合資会社の無限責任社員であって、且つその会社と合資会社の従業員の合計が平均して300名を超える場合の当該会社（同条1項4号）。但しその会社と並んで自然人が、合資会社の代表権ある無限責任社員であるときには、その会社は監査役会を任命する義務はない（同条2項2号）。

⑤行政官庁の処分により解散させられ且つ会社機関に即座にその行動を中止すべきであると命令されたときに、それと同時に裁判所によって監査役会が任命された会社（同法94条2項）。

⑥投資営業を営む会社（投資基金法2条5項）。

このうち①、⑤及び⑥は従来から規定されていたが、②乃至④は、前記労働組合法が共同決定を有限会社にも拡大した（同法110条4項）ことに対応して行なわれた1974年1月23日の有限会社法改正により新しく認められたものである。

①乃至⑥以外の有限会社は会社契約で任意に監査役会（随意的監査役会と呼ばれる）の任命を定めることができる（有限会社法29条6項）。しかしこれは

あまり利用されていない。⁶⁷⁾

労働組合法 110 条 4 項は株式法に関する規定である同条 1 項を準用している
ので、従業員代表者に関する規制は前述した株式会社と同一である。そして同
法は義務的監査役会と随意的監査役会の間で何んの区別も認めない。⁶⁸⁾

監査役会については有限会社が一人会社となったからといって特別の法律問
題は生じない。通常会社と同じく以下の規制に服する。

監査役会は行為能力ある少なくとも 3 名の自然人から構成される（有限会社
法 30 条 1 項）。業務執行者、従業員等は監査役会構成員になることができない
（同条 3 項）。監査役会構成員の選任は社員総会によって行なわれるが（同条
1 項）、最初の監査役会構成員は、会社契約でも任命されることができる。最
初の監査役会構成員の任期は、最初の年度貸借対照表の決議までである。その
後は最高 3 営業年度までであり、第 3 営業年度の貸借対照表の決議とともに終
了する（同条 2 項）。解任はいつでも社員決議によって行なわれる（同条 4 項）。
従業員代表者は、経営協議会の委託の喪失、派遣権限ある機関による解任、辞
任の場合にその地位を失う（監査役会令 10 条、11 条）。

監査役会は、あらゆる管理部門の業務執行を監督しなければならない、そのた
めにいつでも業務執行者から報告を要求することができるとともに、会社の帳
簿を調べ、また有価証券、商品等を調査することができる。また決算書、年度
報告書及び利益配当案を検査し、社員総会に報告しなければならない（32 条 1
項）。その上監査役会は、社員が特別代理人を選任しないとき、社員総会によ
って決議された業務執行者に対する訴訟を起こし（同条 7 項）、監査役会構成員
の責任に関して業務執行者を訴えることができる（同条 8 項）。更に社員決議
の無効訴訟を業務執行者が起こしたときには、会社を代表しなければならない
（42 条 1 項）。また監査役会は業務執行者と会社の取引に同意を与え（25 条 4
項）、それを社員総会に報告しなければならない（32 条 8 項）。〔完〕

⁶⁷⁾ Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 423.

⁶⁸⁾ Hämmerle-Wünsch, a. a. O., S. 424.